

「相互利用(現物貸借)資料の取り扱いについて」の運用に関する覚書

(目的)

書式「相互利用(現物貸借)資料の取り扱いについて」(以下、「本書式」という。)は、相互利用(現物貸借)の業務における貸出資料(以下、「資料」という。)の取り扱いに関して注意を喚起し、問題の発生を未然に防ぐことを目的とする。

(運用)

本書式は、自館情報および資料の取り扱いに関する留意事項を記入し、送達する資料に挟み込む。

阪神地区協議会加盟館は、本書式を使用することが望ましい。

(改廃)

この覚書の改廃は、相互利用担当者連絡会において協議し、阪神地区協議会総会の承認を得るものとする。

附 則

1. 2008年4月1日から運用する。